

# 西宮市青少年表彰実施要綱

(昭和62年4月14日)

## (趣旨)

第1条 この要綱は、青少年が思いやりの心を持ち、社会の一員としての自覚や連帯感を身につけ、社会の発展に貢献する市民として成長することを願い、地域や社会のために地道な努力をしている青少年を表彰し、その活動をさらに推奨することによって青少年の健全育成に資することを目的とし、これに必要な事項を定めるものとする。

## (表彰の対象及び基準)

第2条 表彰の対象及び基準は、次のとおりとする。

- (1) 市内在住、在学及び在勤、または市内で活動している、おおむね30歳未満の青少年、またはこれらの青少年で過半数を構成する青少年グループ及び青少年団体
- (2) 次のいずれかの活動において、おおむね3年以上継続的に活動しているもの
  - ア 環境改善活動  
地域における生活環境の美化、事故防止などの環境改善活動
  - イ 育成指導活動  
青少年グループ及び青少年団体、またはそのリーダーの育成指導に尽くした活動
  - ウ 社会福祉活動  
社会福祉施設や高齢者及び障害を持つ人たちへの福祉等に係るボランティア活動
  - エ 文化体育活動  
地域の文化・体育を向上させ、地域づくりに貢献した活動
  - オ 地域振興活動  
地域のコミュニティ活性化に係る活動
  - カ その他  
上記に該当しないが、この事業の趣旨から見て表彰することが適切と思われる活動

## (対象の除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、表彰の対象としない。

- (1) 過去において同表彰を受けたことのある個人、及び過去6年以内に同表彰を受けたことのある団体
- (2) 職務に密接な関係のある活動

## (被表彰候補者の推薦)

第4条 表彰候補者の推薦は、次に掲げる者が西宮市青少年育成推進本部に提出する推薦書によって行う。

- (1) 学校、青少年関係機関または青少年関係団体の代表者
- (2) その他、市長が認めた者
  - 2 前項において、学校に所属する青少年グループ及び青少年団体を推薦する場合は、1校から2団体までとする。

(被表彰者の選考および選考委員会の構成)

第 5 条 被表彰者の選考は、選考委員会の議を経るものとする。

2 選考委員会は、西宮市青少年問題協議会委員の中から市長が指名する委員 2 名、子供支援総括室長、学校教育部長及び社会教育部長をもって構成する。

(被表彰者の決定)

第 6 条 被表彰者の決定は市長が行う。

(その他)

第 7 条 被表彰候補者が、推薦団体以外の団体に所属する場合、あるいは推薦団体を構成する団体に所属する場合であっても、その者が所属する団体活動を理由に推薦する場合は、その所属団体の了解を得て推薦するものとする。

付 則 この要綱は、昭和 62 年 4 月 14 日から施行する。

付 則 この要綱は、昭和 63 年 10 月 11 日から施行する。(一部改正)

付 則 この要綱は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。(一部改正)

付 則 この要綱は、平成 5 年 11 月 16 日から施行する。(一部改正)

付 則 この要綱は、平成 10 年 7 月 31 日から施行する。(一部改正)

付 則 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)

付 則 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)

付 則 この要綱は、平成 14 年 2 月 1 日から施行する。(一部改正)

付 則 この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)

付 則 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)

付 則 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)

付 則 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)

付 則 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)

付 則 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)

付 則 この要綱は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。(一部改正)